

第1回民生教育まちづくり常任委員会

令和8年3月12日（木）午前9時30分

下呂市役所下呂庁舎 3-1会議室

1. 委員長挨拶
2. 市長挨拶
3. 議長挨拶
4. 付託案件

- (1) 議第19号 財産の取得について
- (2) 議第20号 下呂市過疎地域持続的発展計画の策定について
- (3) 議第26号 下呂市一般住宅の設置等に関する条例の一部を改正する条例について
- (4) 議第27号 下呂市基金条例の一部を改正する条例について
- (5) 議第28号 下呂市まち・ひと・しごと情報交流施設条例の一部を改正する条例について
- (6) 議第29号 下呂市公民館条例の一部を改正する条例について
- (7) 議第30号 下呂市立国民健康保険診療所設置条例の一部を改正する条例について
- (8) 議第31号 下呂市国民健康保険病院事業の設置に関する条例の一部を改正する条例について
- (9) 議第32号 下呂市国民健康保険条例の一部を改正する条例について
- (10) 議第33号 下呂市介護保険条例の一部を改正する条例について
- (11) 議第34号 下呂市障がい者支援施設設置条例を廃止する条例について
- (12) 議第35号 下呂市子育て・保育ステーション条例の一部を改正する条例について
- (13) 議第36号 下呂市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例について
- (14) 議第37号 下呂市乳児等通園支援事業の利用者負担額に関する条例について
- (15) 議第38号 下呂市放課後児童クラブ条例の一部を改正する条例について
- (16) 議第39号 下呂市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
- (17) 議第40号 下呂市児童福祉金支給条例を廃止する条例について
- (18) 議第42号 下呂市火葬場・斎場条例の一部を改正する条例について
- (19) 議第44号 下呂市奨学資金貸与条例の一部を改正する条例について
- (20) 議第48号 令和8年度下呂市立金山病院事業会計への繰出について

出席委員（7名）

委員長 中 島 ゆき子

副委員長 高 井 範 和

委 員 下 平 裕次郎

委 員 桂 川 融 己

委員 大西尚子
委員 森哲士

委員 鷺見昌己

欠席委員（なし）

委員外議員

議長 中島達也
議員 加藤久人
議員 田中喜登

議員 桂川いずみ
議員 田口琢弥
議員 今井政良

説明のため出席した者の職・氏名

市長	山内登	副市長	田口広宣
教育長	中村好一	総務部長	大前栄樹
まちづくり推進部長	田谷諭志	企画課長	澤佳孝
まちづくり推進部特命課長	熊崎秀樹	財務課長	杉山勝彦
デジタル課長	熊崎純也	デジタル課対策監	熊崎孝典
まちづくり推進課長	青木一英	市民保健部長	森本千恵
特命次長兼 市民サービス課長	熊崎賀代子	市民サービス課対策監	河合純佳
医療対策課長	小畑幸栄	小坂診療所管理課長	田立雅宏
金山病院事務局長	亀山嘉人	金山病院事務局 特命担当課長	佐々木克哉
地域振興部長	小林哲	地域振興課長	渡邊展
福祉部長	小澤和博	福祉部特命担当次長	杉山由美
社会福祉課長	岡崎晋也	福祉部特命担当次長	竹田太
高齢福祉課長	戸谷直樹	こども家庭課長	奥田真一朗
環境部長	中島一栄	環境対策課長	波多野一樹
環境施設課長	田中隆彦	教育委員会事務局長	山中明美
教育総務課長	細江実		

職務のため出席した者の職・氏名

議会事務局長	田添誠	議会総務課長	加藤冬城
議会総務課主査	小林文謙		

○委員長（中島ゆき子議員）

お疲れさまです。

ただいまから第1回民生教育まちづくり常任委員会を開催いたします。

出席委員は7名で、定足数に達しており、委員会は成立しています。

本日、5番、6番、8番、10番、13番議員より傍聴の申出がございましたので、これを許可いたします。

市長、挨拶をお願いいたします。

○市長（山内 登）

おはようございます。

本日は20件という大変多い付託議案を提出させていただいておりますので、御審査のほうをよろしく願いを申し上げます。以上でございます。

○委員長（中島ゆき子議員）

ありがとうございました。

続きまして、議長、挨拶をお願いいたします。

○議長（中島達也議員）

おはようございます。

昨日も申し上げましたが、一般質問ありがとうございました。

今、議会のほうでは市民の方々へ議論が見える化ということでやっておりまして、6月から運用ということになります。また、執行部の皆さんから一問一答方式についていろいろ御意見を賜って、改善をしていこうかというような形で臨んでいきたいと思っております。

また昨日、皆さんとともに東日本震災から15年ということで黙祷をさせていただきまして、ありがとうございました。いまだ下呂市の人口とほぼ同じ方がふるさとに思いをはせて避難生活を2万6,000余の方がされているということでまだまだ完全、心の復興というのはまだ先にあるのかなという思いでございます。そんなことを感じて、私は黙祷をさせていただきました。

今日は長丁場になると思いますが、どうかよろしくお願いします。

○委員長（中島ゆき子議員）

ありがとうございました。

それでは、ただいまから付託案件の審査に入りますが、委員の皆さんの質問は簡潔明瞭にまとめていただき、再質問は2回をめぐといたします。

ただし、委員長が認めたときはこの限りではありません。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。

また、答弁についても簡潔明瞭をお願いいたします。

なお、当委員会の採決は、全ての付託案件審査終了後、議案ごとに行います。

議事録作成のため、必ずマイクのスイッチを入れ、赤いランプが点灯したのを確認後、役職と氏名を名のってからお願いいたします。

本日は、令和8年第1回下呂市議会定例会において、当委員会に審査を付託されました議第19号から議第20号までの2議案、議第26号から議第40号までの15議案、議第42号、議第44号及び議第48号、合わせて20議案について審査いたします。委員及び執行部の皆さんは、円滑な進行となりますよう御協力をお願いいたします。

それでは、議第19号 財産の取得について説明をお願いいたします。

○企画課特命課長（熊崎秀樹）

私から、付託案件(1)議第19号 財産の取得について御説明を申し上げます。

説明につきましては、資料にて説明をいたします。

3ページを御覧ください。

こちらは県との契約により、県土地開発公社が先行取得した障がい者総合リハビリテーション施設はとびあの事業用地のうち、残存する部分を下呂市が取得するものでございます。

今回取得を予定する用地は、下の拡大図にございます赤い囲み部分、下呂温泉病院の裏手と下呂交流会館の右隣の5.4ヘクタールとなります。

次のページ、4ページを御覧ください。

これまでの経緯でございます。

当該用地は、平成7年度に策定したりはとびあ整備基本計画に基づき、県が土地開発公社に先行取得を依頼し、平成9年度から10年度にかけて9.8ヘクタールを先行取得しました。その後、平成17年度に県の政策総点検においてりはとびあの整備が中止となり、計画は下呂温泉病院の移転新築と見直しとなりました。以降、平成18年度に下呂市交流会館の用地、平成23年度の下呂温泉病院用地として使用され、残る5.4ヘクタールについて取得する運びとなったものです。昨年度12月補正予算にて債務負担行為と調査費を、年度当初予算で用地取得費及び諸費用を計上したところ です。

続いて契約金額ですが、購入額として現在、不動産鑑定評価額3億2,845万7,463円を見込んでいます。

なお、不動産鑑定評価につきまして、令和7年7月14日に県から意見書が提出され、県の基準を踏まえ、不動産鑑定士に評価書の価格等について時点修正の可否を確認したところ、地価等に変動・変更はない旨の報告を受けております。

購入後についてですが、下呂市では特別養護老人ホームあさぎりサニーランドの移転をはじめ、健康や福祉の拠点として整備をする予定です。

用地取得のスケジュールですが、これまで2月2日に仮契約を締結しております。今定例会で議案の可決後、3月25日、これは県の本会議になりますけれども、その後、県と本契約を締結する予定です。

説明は以上です。

○委員長（中島ゆき子議員）

ただいま議第19号について説明をいただきました。

質疑を行います。

質疑はありませんか。

○委員（桂川融己議員）

この財産の取得について、今回、県の持つ土地の残り全てというふうに理解しているのかなというふうに思うんですが、あさぎりサニーランドの用地としては1万7,330ということで、残りもかなりの広さがあって、この目的の中に将来にわたり健康や福祉などのというようなところで目的もあるんですが、何か大きな構想として、これぐらいの時期にこんなものをというか、今の時点でそういうちょっと大きな計画みたいなもので分かっているものがあれば教えていただければと思います。

○企画課特命課長（熊崎秀樹）

5.4ヘクタールの面積はございますけれども、場所を御存じの方は分かると思いますが非常に急傾斜な場所です。全てを平らな状態にして使用するというのはなかなか難しいものになっています。

現在、上部の部分につきましては、大体2ヘクタールほどの平面を造りまして区画を整理したいなと思っております。下部の部分についても、どうしても段差がございますので、その部分を活用して平場をつくりたいと思っておりますが、交流会館の横につきましては、今の段階では駐車場ということをご予定しておりますけれども、まだ用地の利活用については、今後、公共施設の集約化の検討の中でしっかりと活用を検討していきたいと思っております。以上です。

○委員長（中島ゆき子議員）

ほかにございませんか。

[挙手する者なし]

ないようですので、以上で議第19号についての質疑を打ち切ります。

続きまして、議第20号 下呂市過疎地域持続的発展計画の策定について説明をお願いいたします。

○企画課長（澤 佳孝）

議案書の108ページを御覧ください。

議第20号 下呂市過疎地域持続的発展計画の策定について説明をさせていただきます。

下呂市過疎地域持続的発展計画を定めたいので、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法第8条第10項において準用する同条第1項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

提案理由については、下呂市過疎地域持続的発展計画の計画期間が令和8年3月31日で満了となることに伴い、引き続き令和8年度から令和12年度までの計画を策定することについて、議会の議決を求めるものでございます。

計画の内容は次ページ、109ページから190ページまでの82ページ分となっております。

概要について説明をさせていただきます。

議案書の191ページを御覧ください。

まず1番目として、策定の経緯及び趣旨でございます。

提案理由で申し上げましたとおり、現行の下呂市過疎地域持続的発展計画が令和8年3月31日をもって満了となります。

本市では、引き続き過疎対策事業債をはじめとする財政上の特別措置を活用し、持続可能な地域社会の形成と地域活力の維持・向上を図るため、市の最上位計画である下呂市第三次総合計画との整合を図りつつ、現行の計画を踏まえ策定するものでございます。

2番目の計画期間については、令和8年4月1日から令和13年3月31日までの5年間でございます。

3. 計画の基本方針となります。本計画は、下呂市第三次総合計画と第3期まち・ひと・しごと創生総合戦略における基本目標を過疎地域の持続的発展計画の基本方針と位置づけています。これにより、市政の大きな方向性と足並みをそろえ、戦略的に取り組んでいくものとしております。

4番目の地域の持続的発展のための基本目標でございます。過疎地域は著しい人口減少が課題の核であることに鑑み、特に人口に関する指標を基本目標として設定しました。若い世代を増やす、転入・転出の差をなくす、子供の数を増やすといった視点から数値目標を掲げ、下呂市の人口維持と地域力向上に努めてまいります。

5番目、計画の達成状況の評価に関する事項でございます。今回、下呂市過疎地域持続的発展計画が総合計画、総合戦略と共通の取組方針を設定していることから、効果検証においても仕組みを活用し、下呂市総合計画審議会において一体的に行います。

議案書192ページを御覧ください。

6. 計画の内容でございます。本計画では、移住・定住等をはじめ12の持続的発展施策区分に分け、それぞれの区分において生じている現況と問題点とその問題点に対する対策を具体的な計画を掲げております。本計画の目的は、基本方針、基本目標を見据えながら、着実に事業を進めてまいります。

議案書193ページを御覧ください。

7. 過疎地域への財政上の特別措置でございます。本計画に記載された事業については、過疎対策事業債の発行や国庫補助率のかさ上げといった国の支援策を最大限に活用し、市の財政負担の軽減を図りつつ進めてまいります。

なお、今回の計画策定の手続、プロセスについて補足させていただきます。

本計画の策定に当たりましては、手続の透明性を確保し、広く市民の皆様の意見を反映させるため、昨年11月19日から12月18日までパブリックコメントを実施いたしました。期間中、御意見を1件いただきました。内容は、スケートボードパークの整備に関する御意見でございました。

本計画の策定においては、財源の確保や施設の維持管理、周辺環境への配慮等の検討課題もあり、現時点では整備事業として位置づけておりませんが、今後のスポーツ振興施策や施設整備の在り方を検討する上での貴重な御意見として参考とさせていただきます。

なお、岐阜県との協議につきましても、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法第8条第10項において準用する同条第7項の規定に基づき、昨年12月23日に協議書を提出し、2月4日付で県から回答があり、県代行事業の整理や用語の適正化といった修正意見をいただいたところでございます。今回提案の計画は、これらの意見を適切に反映し、県との整合を図った上で最終案として提出しております。

説明は以上となります。御審査のほどをよろしくお願いいたします。

○委員長（中島ゆき子議員）

議第20号についての質疑を行います。

質疑はありませんか。

○委員（鷺見昌己議員）

ちょっと教えてください。

今、193ページの4番の目標を立てられていて、令和6年が若い世代を増やすが41.1%、令和12年に向けて45.8%にするというような目標が立てられておりますが、最近5年ぐらいの動向というのは、どういう傾向で来ていて12年を目指しているのかということが1点。

それと、その対策の中で計画の内容で若い者を増やすとかになっているんですけども、どちらかというとなんか残ろうと思う対策が少ないように感じるんですけども、この辺、例えば学びの場であり、職業であり、こういうことに対してはどのように考えてみえるのか。働く場や学びの場がなければ当然地元に残りませんので、流出というのは防げないと思うので、併せていろんなことも仕掛けるといいんじゃないかなと思いますが、その辺お考えをお聞かせください。

○まちづくり推進部長（田谷諭志）

1点目の質問については後ほどお答えをさせていただくとし、2点目の御質問について私のほうからお答えをさせていただきます。

まず、今回の過疎計画というのは、国の財政上の措置というものを有効に活用させていただくということが一番の目的になるかと思えます。そういった意味では、説明の中でもお伝えをしましたが総合計画、それから総合戦略との整合性を取りつつ、この計画を策定させていただいております。

今、鷺見委員のほうからお話があったものについては、総合計画、総合戦略の中での施策として取り組む形を取らせていただいておりますので、ここに記載のものについては基本的に財政措置を活用する可能性のあるものというものを幅広く取らせていただいておりますので御理解をいただければと思います。以上です。

○企画課長（澤 佳孝）

若い世代を増やすというところの傾向ですけれども、人口のほうが増加しておりますので、若

干やほり若い世代が流出していつているという今は傾向にあります。

ただ、実際にいろいろ補助金とか、今回つくったみらい奨学金といったような若い世代が戻ってこられるような環境を随時市として取り組んでいる状況ですので、そこら辺の部分をできるだけ歯止めをかけて、人口が地域に残っていただけるような環境をつくっていかうと考えております。以上となります。

○委員長（中島ゆき子議員）

ほかにございませんか。

○委員（下平裕次郎議員）

今の御回答にもあったんですけども、国からの有利な補助金をということなんですけれども、今後学校における、例えば統廃合であったりとか、もしかしたら義務教育学校みたいな話も出てくるかと思うんですけども、そのようなことはこの計画に乗せて実際にしようとするときに、そのような優位な方向に持っていくみたいなのはこの計画の中ではないとは思うんですけども、そのようなことについては何か話はありましたか。

○企画課長（澤 佳孝）

今、立地適正化の研究会とかを行っていますので、そこら辺も踏まえながら、実際に整合性が取れた形で統廃合とか、もしくはよりいろいろな有効活用ができるような形で取り組んでいこうと思っております。以上となります。

○委員（森 哲士議員）

ちょっと事務的なことを教えてください。

過疎債なんですけれども、これは70%という額が交付税とかいろいろところで算入されて有利なものということなんですけど、これは元利でいいのか元金だけなのか、その辺ちょっと元利の償還金について、どちらですか。

○財務課長（杉山勝彦）

今、過疎債ということの御質問でしたので私のほうから御回答させていただきますけれども、過疎債につきましては、対象事業のまず100%の充当、事業費に対して100%を充てることが可能になります。そのうち償還に対しては、今、森委員が御質問の償還に関しては、元利に対して70%が普通交付税措置されるという状況でございますのでよろしくお願いたします。

○委員長（中島ゆき子議員）

ほかにございませんか。

○委員（桂川融己議員）

この計画もそうですが、ほか全体に言えることなんですけど、パブリックコメントが今回1件というようなことで、恐らくこれはL o G oフォームでの募集はしていなかったのかなというふうには過去を見ていて思いますし、パブリックコメント要綱の中にはL o G oフォームを入れるというふうには要綱上は書いてはいないものの、多くの方の意見を取り入れるという意味では、ちょっとL o G oフォームの活用なんかもしていったほうがよかったのではないかなというふう

に思うんですが、ちょっとここのパブリックコメントというものに対しての捉えとといいますか、そこに関してお聞かせいただければというふうに思います。

○企画課長（澤 佳孝）

実際のパブリックコメントに関しては、地域の実情に合った計画策定と住民参加の民主的なプロセスを保証するために必要というふうに考えておまして、やり方に関しては細かくは決めておりませんが、実際にそういうふうな意見も踏まえながら、必要があれば今後やっていこうと思っております。以上となります。

○委員（桂川融己議員）

回答ありがとうございます。

この計画を本当に全部読み込んでコメントができるかという点、正直それをやる労力もなかなか大変だなどか思いはありますが、今、DX推進計画とかも今後は出てきますし、そういったものも含めてコメントしやすい体制をつくっておくということはやはり必要かなというふうに思いますので、またそういったことも検討いただきながら進めていただければと思います。以上です。

○まちづくり推進部長（田谷諭志）

今の御意見を参考にしながら、これは全庁的な話になろうかと思っておりますので今後の検討とさせていただきます。以上です。

○委員長（中島ゆき子議員）

ほかにございませんか。

[挙手する者なし]

ないようですので、以上で議第20号についての質疑を打ち切ります。

続きまして、議第26号 下呂市一般住宅の設置等に関する条例の一部を改正する条例について説明をお願いいたします。

○まちづくり推進課長（青木一英）

よろしく申し上げます。

それでは、議案書の241ページをお開きください。

議第26号 下呂市一般住宅の設置等に関する条例の一部を改正する条例について。

下呂市一般住宅の設置等に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。令和8年2月25日提出。

提案理由でございます。

市が設置する一般住宅の入居者資格について拡充を図り、移住施策に活用するため、当該条例の一部を改正するものです。

この条例は、令和8年4月1日から施行します。

本条例の改正の趣旨説明につきましては、委員会資料5ページを御覧ください。

一般住宅の入居要件に、将来的に本市に移住を希望する者を追加することについて御説明いたします。

下呂市の市営住宅施策について、下呂市市営住宅整備基本方針に基づき、本来の住宅セーフティネットの確保の役割に加え、社宅需要への対応、移住・定住の促進などの居住ニーズに対応した政策的な運営を行っております。その中で、市内では移住お試し体験による移住者の招致などの動きがあります。これに対応するため、国の法律等に基づかない市独自の施策で運営している一般住宅カテゴリーの設置目的について、第1条関係で、市民に加えて市内に居住を希望する者の生活の安定と福祉の増進とすることにより、市内に住民登録をしない状態であっても入居することを可能とします。

具体的に入居の条件として、第4条関係では、市民に加え、将来的に市に移住を希望する者であれば、所得制限がなく誰でも入居申込みを可能にします。

なお、宮田団地については、同条に(1)子育て世帯、(2)若年者層世帯、(3)公営住宅の収入超過世帯の条件があるため、これに(4)として、将来的に市に移住を希望する世帯を加え、(4)その他市長が特に認める世帯を繰り下げて(5)とし、その他市長が特に認める者に改めるものとします。

この移住をお試し住宅としての運用につきましては、通常の入居と同等の扱いとし、敷金として家賃3か月分の前納等の条件がございますが、居住期間が短く室内環境が劣化しない場合には敷金をお返しすることになります。市営住宅の施策として、移住お試し住宅の企画等を直接行うものではありませんが、市営住宅を地域の資源として積極的に御活用いただきたいと考えております。

下表には、対象となる一般住宅のリストを掲載しております。

なお、老朽化により募集停止にしている住宅については、現在も入居者があるものについても政策空き家としてこの表から除外をしております。

説明は以上になります。

○委員長（中島ゆき子議員）

議第26号について質疑を行います。

質疑はありませんか。

○委員（桂川融己議員）

こちらの内容に関して、おおよそは理解しました。

一つ、今、敷金として家賃3か月分といった、ちょっとそういう意味ではハードルといたしますか、そこは超えていただくというような条件なのかなというふうには感じましたが、今の申込みの流れというのが、すみません、ちょっと分かっていないので、それが移住者にとって使いやすい上で必要な改正が、細かい要綱とかそっち側なのかもしれないですけど、それを知るためにも今の申込みの流れみたいところを教えていただいてもいいでしょうか。

○まちづくり推進課長（青木一英）

現在のところ、申込みをされる場合に市内に住民登録をしている、あるいは住民登録をこれから行うという条件があります。そのために、移住お試し以外にも短期的に市内で仕事をするため

のいわゆる単身赴任といったようなニーズがございますのでこういったところに対応するために、雇用促進という意味も加えて、移住を希望する者というような扱いにさせていただきました。

すみません、手続につきましては特段変更をするものではございませんが、現在の手続について入居の際に住民票の確認をしておりますので、一般住宅で住民票の登録がない方についてもこれができるということにいたします。

○まちづくり推進部長（田谷諭志）

まず、空き家がある状態のときにはホームページ、それから市の広報紙、こういった媒体を使って、どこにどれだけの入居可能な部屋がありますということでお知らせをしています。ここで情報を皆さんに取っていただき、窓口としては現在のまちづくり推進課公営住宅係のところに出向いていただき、そこで住宅の申込みをしていただいております。

こちらのほうからは、しおりという形で入居の様々な条件をまとめたものがございますので、こちらを入居希望者の方にお渡しをし、内容について理解をいただいた後に正式に敷金等を納めていただいたことを確認し、入居に至るということになります。以上です。

○委員（桂川融己議員）

御説明いただきありがとうございます。

そういった流れが、移住を希望する者というところにどれぐらい適用できるのか。また敷金の3か月みたいなものも返すという条件に近いとは思いますが、その辺りのやり方というのも今後一緒に考えていく必要があるのかなというふうにちょっと感じましたので、まず今回の件に関しては理解しました。ありがとうございます。

○委員（下平裕次郎議員）

こちらの一時的な入所ということなんですけれども、大体どれぐらいの期間を想定しているのかというのを、1か月なのか3か月ぐらいなのかというのと、例えば今、保育園留学という制度があって、一、二週間地方に来てという制度があるんですけれども、この辺と相性がいいのかなというのも思いますが、一、二週間来るとなると、なかなか家具、家電から全部そろえて引っ越しみたいなのを一回して1か月ぐらい住まれるというのを想定してみえるのか、後々は家具、家電もお試し期間なのでつけておきますよというぐらいまでを想定してみえるのか、今分かる範囲で教えてください。

○まちづくり推進課長（青木一英）

今回は条例改正として条件整備を行いました。市営住宅としてお試し住宅の部屋を用意して、ここにというようなことではありません。そのために思い立ってすぐに入居できるというような条件もございませんので、まず今後ニーズを見極めながら、どのような運用ができるかは検討してまいりたいと思います。以上です。

○まちづくり推進部長（田谷諭志）

現在は、地域振興部とそれからまちづくり推進課が連携を取りながら、こういった形でお試しの入居というもののニーズに対し対応を進めてきているところです。

今回はこういう条例改正によってそれを可能にするということにはなりませんけれども、次年度以降、地域創生課という課が政策部のほうにできますので、こちらが今おっしゃられたようなお試し入園とか、そういったことも含めて司令塔的な役割を果たしていただくことになろうかと思えます。そういったところも今後は幅広く移住・定住に係る必要な施策というものを地域創生課の指揮の下、関係課が一丸となって取り組んでいくということになろうかと思えますので、今後に期待をしていただければと思います。以上です。

○委員（鷺見昌己議員）

ちょっと教えてください、勉強不足です。

現況戸数が183戸ということで出ておりますが、このうちの今入居されているのが何戸で、空きが何戸かということをお願いしたいのと、今の話で言うと、これだけお試し住宅として利用できる施設として登録をしていくんだということですが、例えばどの住宅を特にメインにまずやっていこうとか、そういう順序立てがあるのかなということと、実際に今もし空いている部屋であれば、それは実際に入居していただくのに改修する費用等はどれぐらい必要になってくるのか、それぞれ物件によっては当然違うと思うんですけども、そんなに大きな額がなくてもいけるのかということと、まず下水とか浄化槽、この辺も問題ないのかという、その辺を教えてください。

○まちづくり推進課長（青木一英）

令和7年4月1日現在の数字ですが、一般住宅については廃止予定も含め190戸あるうちの136世帯が入居、入居率は71.6%ということになっております。

また、入居に当たってのどこを重点的にというようなものについては現在のところございませんが、比較的宮田団地については大口の団地で戸数もありますので、こういったところを御案内できればと考えております。

また、最後の御質問にありました入居に係るリフォームの費用等ですが、こちらについては通常の入居と同じ扱いで、前入居者が退去する場合には基本的に畳であるとか建具を替えていただき、その後、和室のリフォーム等、必要なリフォームを行っての提供というような流れで提供しております。以上です。

○委員（鷺見昌己議員）

ごめんなさい、ちょっと分かりづらかったので、今私が聞いているのは今回のこの条例改正に出てくる183戸、このうち今空きが幾つですかということで、190幾つ、全部あるというのはいいいので、ここに書いてある表の中がどうかということをお願いいたします。

○まちづくり推進課長（青木一英）

すみません、183のうちの約140ほど入っておりますので、40ほど空きがございます。以上です。

○委員（大西尚子議員）

誰でも入居できるということで、今入っている方は所得で家賃の設定があると思うんですけども、この家賃の設定の辺はどういうふうにされるのか教えてください。

○まちづくり推進課長（青木一英）

今回条例改正を予定しております一般住宅、こちらは下呂市の施策として所得に関わらず一定の定額の家賃で入っていただける住宅になります。家賃はそれぞれで異なりますが、所得の制限等はございません。この所得の制限がございませんので、全て入居される方は一つの団地に同一の家賃で入っていただけます。

○委員長（中島ゆき子議員）

ほかにございませんか。

[挙手する者なし]

ないようですので、以上で議第26号についての質疑を打ち切ります。

続きまして、議第27号 下呂市基金条例の一部を改正する条例について説明をお願いいたします。

○財務課長（杉山勝彦）

それでは、議案書の244ページをお願いいたします。

議第27号 下呂市基金条例の一部を改正する条例について。

上記の条例を別紙のとおり定めることについて、議会の議決を求める。

提案理由でございます。

下呂市介護保険基金の活用の範囲を拡大するとともに、下呂市ふるさと基金を廃止するため、当該条例の一部を改正するものです。

詳細につきましては、条例要綱にて説明をさせていただきます。

議案書の247ページをお願いいたします。

改正理由につきましては、先ほど述べさせていただいたものと同様でございますので、省略をさせていただきます。

2の概要でございます。(1)下呂市における少子化、少子高齢化の進行や地理的要因といった構造的課題により、国が定める一律の制度のみでは介護保険制度の目的達成が困難な状況であることから、介護保険法に基づく保健福祉事業を推進するため、下呂市介護保険基金の活用範囲を拡大し、その設置目的に保健福祉事業を加えます。

第3条関係でございます。(2)旧益田広域連合の益田広域ふるさと基金を引き継いで設けられました下呂市ふるさと基金について、令和元年度以降活用実績がなく、一定の役割を完了したもものとして廃止するため当該基金を削ります。第3条関係でございます。(3)この条例は、令和8年4月1日から施行します。附則関係でございます。

説明は以上になります。

○委員長（中島ゆき子議員）

議第27号についての質疑を行います。

質疑はありませんか。

○委員（桂川融己議員）

こちらはできることが広がるというようなことだというふうには理解するんですが、この基金の条項見直しによって、今までこういうことができなかつたのはこれでできるようになるんだとか、そういったものがちょっとイメージしづらくて、こういったことを今まで一般会計の中でやっていたものが介護のこっちでできるようになるんだとか、何かその辺りのことでちょっと分かれば教えていただければと思います。

○高齢福祉課長（戸谷直樹）

よろしくをお願いします。

今まで一般会計で行っていましたが、例えば訪問介護に対する支援の事業を一般会計のほうで補助金という形でやっておりました。ただし現状、今、訪問介護事業、在宅サービス、こちらのほうにつきましては実際には高齢者等が住み慣れた地域で継続して生活できるように支える支援というところでございます。介護保険法の理念にかなった事業でございますので、こちらのほうにつきましては介護保険料を財源として実施する事業という形で、補助金のほうを今年度は施策も策定してまいりました。

そういった形で地域における介護サービスの維持というところを目的とした事業という形で、今の介護保険料を財源として事業を市独自の事業という形で実施してまいりたいと思いますので、それに対しまして介護保険料が不足する場合には、今ある基金を活用して事業ができるように基金条例を改正するものでございます。

○委員長（中島ゆき子議員）

ほかにございませんか。

○副委員長（高井範和議員）

益田広域ふるさと基金というものは、そもそも何に使うための基金であったのかというのを教えてください。

○財務課長（杉山勝彦）

こちらの基金の目的につきましては、地域経済の振興、それから文化の振興、その他地域の活性化を図るための費用に対するものとして、この基金を設けておりました。

○委員長（中島ゆき子議員）

ほかにございませんか。

[挙手する者なし]

以上で議第27号についての質疑を打ち切ります。

議第28号 下呂市まち・ひと・しごと情報交流施設条例の一部を改正する条例について説明をお願いいたします。

○企画課長（澤 佳孝）

議案書の248ページを御覧ください。

議第28号 下呂市まち・ひと・しごと情報交流施設条例の一部を改正する条例について説明させていただきます。

条例の一部を改正することについて、議会の議決を求めるものでございます。

提案理由については、下呂市まち・ひと・しごと情報交流施設の利便性向上と効率的な運営を図るため、当該条例の一部を改正するものでございます。

条例の変更点については、次ページ、249ページから251ページまでとなっております。

改正の概要について説明をさせていただきます。

議案書の252ページを御覧ください。

通常の開館時間帯について、9時30分から16時までを9時から16時30分までに変更します。

月曜日を休館日とする規定を削ります。

利用者のニーズに合わせ、利用区分及び利用料を見直し、また加算利用料の割合についても表記を整えます。

本条例は令和8年4月1日から施行し、この条例の規定による改正後の別表の規定は、施行日以降の利用に対する利用料で施行日以降に納入通知書を発行するものについて適用し、施行日前の利用に対する利用料及び施行日以降の利用に対する利用料で施行日前に納入通知を発行したもののについては、なお従前の例によることとします。

説明は以上となります。御審査のほどよろしくお願いいたします。

○委員長（中島ゆき子議員）

議第28号について質疑を行います。

質疑はありませんか。

○委員（桂川融己議員）

こちらの背景といいますか、今までの月曜日が休館になっていた、広げるとか時間をちょっと長くする、これは利便性向上にはつながるだろうなというふうに思いますが、これまでは違う条件というか、もうちょっと狭い中でやっていて、今回広げるに至ったこういうニーズがあるとか、こういった声があるとか、そういったものであったり、今現在の稼働率みたいなものがおおよそでももし分かればちょっと教えていただければとは思いますが、いかがでしょうか。

○企画課長（澤 佳孝）

今回の改正に至ったきっかけとしては、下呂市まち・ひと・しごと情報交流施設の利用者の実態により即す形で料金設定及び開館時間を見直すということが一応上がってきたので、利用者の利便性向上と施設の効率的な運営を図るということで、今回のこの改正を提案させていただいている限りです。

実際に利用者の状況なんですけれども、全体の使用率としては、例えば4月であれば46.7%、5月であれば38.9%、6月であれば68.8%、7月57.9%、8月が64.7%という感じで、大体40から70の間の辺りで推移する形で使用されている形です。

大体稼働日が15から18日程度あるんですけれども、大体8日から11日ぐらい使われている形で、使用人数は8月がやや多かったんですけれども、8月が127名ほどあって、あとは大体60とか50という形で、ちょっとまちまちではあるんですけれども大体40から70%辺りは使われているとい

う形です。以上となります。

○まちづくり推進部長（田谷諭志）

この条例改正の経緯として、もともとは今現在指定管理者となっていておるNPO法人みらいろさん、こちらの指定管理者のほうから利用者の利便性向上を図りたいと、ニーズもあるということで我々のほうに御提案をいただき、協議の結果、この条例改正に至ったというものでございます。

利用実績については、先ほどお伝えをしたとおりというところです。

○委員（桂川融己議員）

ありがとうございます。

利便性は向上はされるのかなと、どうしても4時に閉まるとなるとちょっと行きにくいとか、そういったこともあるかとは思いますが、そこは理解しました。

ちなみに、これはちょっと予算とかにも関係してくるのかもしれないですけど、それによって指定管理料の見直しとか、そういったものは想定はしていくことになるのでしょうか。

○企画課長（澤 佳孝）

予算に関しては、今現時点では下げるとかそういうことまでは至っていませんけれども、結局今いろいろ財政的に厳しい部分もあるので、できるだけ削れる部分に関しては削るように財務のほうから言われている部分もあるので、そこら辺も確認しながら進めていこうとは思っております。以上です。

○まちづくり推進部長（田谷諭志）

まず、今年度の指定管理料についての変更はございません。

今後については、適宜、指定管理者としっかりと協議をさせていただき、必要な額、適正な額というものをお支払いするというを前提とし、協議を進めたいと思います。以上です。

○委員長（中島ゆき子議員）

ほかにございませんか。

○委員（森 哲士議員）

今のまち・ひと・しごとの関係で、今この施設を利用されているということなんですけれども、大まかでいいので主としてどのような活動で使ってみえるかということ把握されているかということをお願いします。

○企画課長（澤 佳孝）

今、実際に施設を行う関係で、共有スペース、コワーキングスペースとして使われているのと、あと、いろいろなワーク・ライフ・バランスに関する情報発信を行っているということに主に使っております。以上となります。

○委員長（中島ゆき子議員）

ほかにございませんか。

[挙手する者なし]

以上で議第28号についての質疑を打ち切ります。

続きまして、議第29号 下呂市公民館条例の一部を改正する条例について説明をお願いいたします。

○地域振興課長（渡邊 展）

議第29号 下呂市公民館条例の一部を改正する条例について御説明申し上げます。

委員会資料で説明させていただきます。

資料の6ページをお願いいたします。

初めに改正の内容ですが、下呂市にある公民館のうち、菅田公民館、東公民館を令和8年3月31日をもって廃止するために改正するものでございます。

廃止の理由としましては、施設の老朽化により利用に著しい支障が生じているためでございます。

対象施設は記載のとおりでございます。

廃止後の地域活動の継続性についてということで、金山地域においては公民館が地域活動の拠点となっておりますが、菅田地区、東地区においては、地域運営組織が4月から本格始動します。これにより、市が行う公民館活動から住民自らが主体となって地域の課題解決や地域づくり、交流の拠点づくりを行うこととなります。これまで公民館が担ってきた地域の行事等は、地域運営組織が主体となって計画されることとなります。新たな活動の拠点として、菅田地区は旧菅田小学校、すみません、資料は間違えております、菅田集学校でございます。東地区は旧東第一小学校を使用いたします。

地域運営組織への支援としましては、本日、協議事項の中で別途説明させていただきますので割愛させていただきます。

7ページを御覧ください。

廃止に至る主な経緯を掲載してございます。

主な経過として、菅田公民館は老朽化が著しく、2階部分が危険な状態となり、令和5年に一部使用を禁止し、令和6年度には事務所を旧菅田小学校内に移転し、公民館を全面使用禁止いたしました。その後、現在まで旧菅田小学校を利用させていただいております。これと並行して、地域では地域運営組織の設立に向けた協議が行われ、今年2月に地域運営組織が発足したところでございます。

東公民館は、令和6年10月に東地区の全区長及び東地区集楽環境保全会役員により合同会議が開催され、東地区の市民活動の在り方や公共施設、避難場所等について協議が行われ、11月に東公民館の廃止と旧東第一小学校施設の改修について要望をいただいております。その後、東地域の総会での説明や地域での井戸端会議、ワークショップ等を行ってきたところでございます。

これまで御尽力いただきました館長さん、公民館の周囲の方には感謝いたします。2館とも公民館としてはなくなりますが、その後も地域活動が引き継がれるよう地域運営組織の支援と併せて進めてきたものでございます。

説明は以上です。

○委員長（中島ゆき子議員）

議第29号について質疑を行います。

質疑はありませんか。

○委員（桂川融己議員）

何度もすみません。

この条例に関しては理解をしました。

公民館に関してですが、菅田のほうは解体という形で来年度予算にあると思いますが、東の公民館はどういうふうにしていく予定というのは、今の時点で決まっていたりするのでしょうか。

○地域振興課長（渡邊 展）

施設自体が老朽化しておりますので取壊しということになるかと思いますが、時期については現在まだ確定はしてございません。

○委員（鷺見昌己議員）

すみません、後の協議事項で話があるということでしたので、そちらでの質問のほうがいいかもしれませんが、交付金についてちょっと教えてください。

交付金の上限50万ということになっておりまして、これの主要目的が組織の運営活動ということになっていますが、今までの地域振興補助金でしたか、50万が出るやつ、地域団体に、イベントとかやるときに。

○委員長（中島ゆき子議員）

20万。

○委員（鷺見昌己議員）

20万。50万のはなんだったつけ、ありますよね、何か2つ、活動資金か。あったよね。あれとどう違うのか。

いわゆる消耗品が駄目とか、目的の中で、これは運営経費なので運営するためのお金で、イベントをやらなくてもこれはいけるのかどうかとかこの辺の性質と、ちょうど一般質問で13番議員の質問の中で市長からも回答があったと思うんですが、振興事務所の在り方について、やっぱり地域にもっと近くやって地域とともに、地域のことは地域で考えるようにということで、特に竹原地域のことなんかは実際みんなでそういうことは考えていってもらって一番いいんだというような話もあって、私はそれは非常に賛同するんですが、そのときにこの50万という枠がどうなのかということもあるので、この辺というのはまちづくり組織の活動によって金額が変わってくるのか、これはどう想定しているのかを教えてください。

○地域振興部長（小林 哲）

今のなぜ交付金で50万にしたかというところをお答えさせていただきます。

後の地域運営組織のところでもお話しさせていただくんですが、総務省からの支援がございまして。交付税であったり特別交付税であるんですけども、事務局の運営であったり、そういった

コミュニティーの場をつくるとか見守り活動に対して、こういった費用が国のほうで交付税措置がされるというふうになっています。そういったところを市のほうでつかんで反映できるようにするために、交付金という措置を取らせていただいたというのが一つあります。

あと50万円というのは、地元とも話しておる中でこの金額の分にさせていただいたんですけども、一つの地域運営組織の目的として地域課題の解決ということがございます。それが市の政策課題に今後発展して地元がやっていただけるということになっていけば、この金額は変わる可能性はあると思います。現在そのような状況です。以上です。

○委員長（中島ゆき子議員）

ほかにございませんか。

[挙手する者なし]

以上で議第29号についての質疑を打ち切ります。

続きまして、議第30号 下呂市立国民健康保険診療所設置条例の一部を改正する条例について説明をお願いいたします。

○医療対策課長（小畑幸栄）

議案書258ページを御覧ください。

議第30号 下呂市立国民健康保険診療所設置条例の一部を改正する条例について。

上記の条例を別紙のとおり定めることについて、議会の議決を求めるものです。令和8年2月25日提出。

提案理由でございます。

地域医療の継続的提供の実現に向け、市が設置する診療所を整理するため、当該条例の一部を改正するものです。

それでは、改正の概要については条例要綱で説明させていただきますので、議案書262ページを御覧ください。

改正理由については先ほど述べました提案理由と同様ですので、2の概要から説明させていただきます。

(1) 医師不足等による診療科目の増減など柔軟に対応できるよう、規定するのは名称及び位置のみとし、下呂市立国民健康保険診療所に下呂市立中原診療所を追加します。第2条関係です。

(2) 想定外の診療にも対応できるよう、前各号に掲げるもののほか、必要があると認める業務を追加します。第4条関係です。

(3) 診療所の利用者が、診療所の施設や設備などを損傷させたときの損害賠償について規定します。第6条関係です。

(4) 診療所の職員についての規定を整理するものです。第7条関係です。

(5) この条例は、令和8年4月1日から施行します。附則第1項関係です。

(6) この条例改正に伴い、下呂市立診療所設置条例は廃止します。附則第2項関係です。

説明は以上です。

○委員長（中島ゆき子議員）

議第30号について質疑を行います。

質疑はありませんか。

○委員（桂川融己議員）

一点ちょっとお伺いしたかったんですが、今回この条例を見直す中で、小坂診療所の病床数とかそういったものも削減……。

ごめんなさい、これは違うやつか。そうですね、たしか。

議案の259ページのところで、診療科目と病床数というところも、ここが消えるような形になりますと、ここが意味するものがちょっとどういったものなのかなというところが気になりました。今後診療体制の変更だとか入院機能の維持とか、そういったのはどうなっていくんだろうとか、前回12月の委員会のときにも、5床あるということでレスパイト入院への対応とかという話もあったかと思うんですが、この辺の方針が何か影響してくるものなのか少し気になったもので、もし分かれば教えてください。

○医療対策課長（小畑幸栄）

今回、条例に定めるものにつきましては名称と位置のみを記載させていただきまして、こちらにありました診療科目と病床数については規則のほうに定めることとさせていただきます。というのも、医師確保等の状況に応じまして、条例改正を経ずに機動的に診療体制の変更を可能とするため、規則に定めることとさせていただきます。

現医師に合わせまして、小坂診療所は外科と眼科を削除しまして内科のみとし、馬瀬診療所は今までどおりの内科、中原診療所も今までどおりの内科としまして、病床数も今と同じ5床とする予定にしております。以上です。

○委員長（中島ゆき子議員）

ほかにございませんか。

[挙手する者なし]

以上で議第30号についての質疑を打ち切ります。

続きまして、議第31号 下呂市国民健康保険病院事業の設置に関する条例の一部を改正する条例について説明をお願いいたします。

○金山病院事務局特命担当課長（佐々木克哉）

それでは、議案書263ページを御覧ください。

下呂市国民健康保険病院事業の設置に関する条例の一部を改正する条例について。

上記の条例を別紙のとおり定めることについて、議会の議決を求めるものです。令和8年2月25日提出。

提案理由でございます。

持続可能な病院経営を目的に、病院事業の診療科目及び病床数を見直すため、当該条例の一部を改正するものです。

改正の概要につきましては条例要綱で説明させていただきますので、議案書の265ページを御覧ください。

1の改正理由につきましては、議案書の提案理由と同様ですので、改正の概要で以下の御説明をさせていただきます。

2. 概要。

(1)麻酔科及び療養病床49床を廃止するため、それぞれの診療科目及び病床数から削除するものです。第2条関係です。

(2)附則関係です。この条例は、公布の日から施行します。

説明は以上でございます。

○委員長（中島ゆき子議員）

議第31号について質疑を行います。

質疑はありませんか。

[挙手する者なし]

ないようですので、以上で議第31号についての質疑を打ち切ります。

続きまして、議第32号 下呂市国民健康保険条例の一部を改正する条例について説明をお願いいたします。

○市民サービス課対策監（河合純佳）

議案書の266ページをお願いします。

議第32号 下呂市国民健康保険条例の一部を改正する条例について。

上記の条例を別紙のとおり定めることについて、議会の議決を求める。令和8年2月25日提出。

提案理由ですが、国の新型コロナウイルス感染症に関する緊急対応策を受け、一定の要件を満たした者に対して支給する傷病手当金の支払請求権が令和7年度中に時効により消滅し、当該傷病手当金の支給申請を行うことができなくなったため、当該条例の一部を改正するものでございます。

改正内容については、条例要綱で説明いたします。

270ページをお願いいたします。

1の改正理由は、提案理由と同じですので省略いたします。

2. 概要。

(1)当該傷病手当金について規定している附則第5項から第10項までを削ります。制定附則関係でございます。

(2)この条例は、令和8年4月1日から施行します。改正附則関係でございます。

説明は以上です。

○委員長（中島ゆき子議員）

議第32号についての質疑を行います。

質疑はありませんか。

[挙手する者なし]

ないようですので、以上で議第32号についての質疑を打ち切ります。

続きまして、議第33号 下呂市介護保険条例の一部を改正する条例について説明をお願いいたします。

[発言する者あり]

執行部入替えのため暫時休憩いたします。

午前10時33分 休憩

午前10時33分 再開

○委員長（中島ゆき子議員）

再開いたします。

○高齢福祉課長（戸谷直樹）

よろしく申し上げます。

議案書271ページをお願いします。

議第33号 下呂市介護保険条例の一部を改正する条例について。

上記の条例を別紙のとおり定めることについて、議会の議決を求める。

提案理由でございます。

市独自の構造的な課題を解決し、保健医療の向上及び福祉の増進を図るとともに、所得税法等の一部改正に伴う介護保険料収入への影響を遮断するため、当該条例の一部を改正するもの。

詳細につきましては、委員会資料にて御説明いたします。

委員会資料8ページをお願いします。

議第33号 下呂市介護保険条例の一部を改正する条例について。

主な改正内容は2点でございます。その背景と目的について御説明いたします。

第1に、保健福祉事業の創設です。最大の理由は、中山間地域特有の課題に直面していることにあります。現在、介護現場からは集落が点在する広大な土地柄ゆえ、送迎や訪問に係る移動の非効率さが経営を圧迫しているとの声が上がっております。また、訪問介護サービスでは報酬改定による減算も重なり、事業者の努力だけではサービス維持が極めて困難な状況にあります。このような状況の中、支援を打ち出さなければ撤退する事業所が出始め、住む地域によって受けられる介護に格差が生じることが懸念されております。現在ある介護資源を維持していくためにも、第1号被保険者の保険料を財源として市町村の裁量で実施できる本事業を条例に位置づけ、支援するものでございます。

具体的な取組として、3つの事業を予算化して計上しております。

第1に、デイサービスの送迎に対する支援。支援内容は、5キロを超える送迎距離に対して利用者1人につき距離に応じて月額500円から1,500円を補助し、移動のコストの負担を軽減します。

第2に、訪問介護サービスの移動に対する支援。1回の訪問ごとに移動距離に応じて250円から1,500円を補助することで、非効率な移動に伴う事業者の負担を軽減します。

第3に、訪問介護事業所の安定運営への支援。令和6年度の報酬改定による減算分として、給付実績の2.5%相当を助成し、経営の安定化を図ります。

続きまして、介護保険料算定に関する特例について御説明いたします。

今回の改正の背景には、所得税法等の一部改正に伴う給与所得控除額の10万円引上げがあります。介護保険料は被保険者の住民税の課税状況や所得金額に応じて算定されますが、この税制改正をそのまま適用しますと、本来の基準よりも所得が低く判定され、保険料収入が減少してしまうという課題が生じます。本市において、令和8年度の介護保険事業を円滑に遂行するためには、この税制改正による影響を適切に遮断し、保険事業の運営を適切にする必要があります。

具体的な特例の内容としまして、第1に、合計所得金額の算定については、所得税法の改正前と同様の基準を用いて算出することといたします。

第2に、税制改正によって新たに非課税と判定されることになった方についても、保険料の算定においては課税者とみなして取り扱う特例を設けます。この特例につきましては、厚生労働省からの通知に基づき、全国一律の税制改正という意図しない保険料収入の減少を防ぎ、安定的な介護保険制度の運営を維持するためのものがございます。

高齢福祉課からの説明は以上となります。

○委員長（中島ゆき子議員）

議第33号について質疑を行います。

質疑はありませんか。

○委員（鷲見昌己議員）

大変すばらしい事業というか、送迎とか移動費の支援の制度を立ち上げていただきありがとうございます。

そういう中で、ちょっと1点教えてください。

この距離に応じた月額が500円から1,500円とか、250円から1,500円というふうになっておりますが、これの詳細というのは、もし分かれば教えてください。

○高齢福祉課長（戸谷直樹）

デイサービスのほうの月額料金につきましては、デイサービスの報酬の中には送迎費用が基本報酬の中に含まれております。その基本報酬の中に含まれているもので、減算加算となる金額が470円というふうで定められております。その470円が基本報酬の中に送迎費用として含まれているものとしまして、そこから燃料費とかそういったもので試算しまして、5キロ圏内が基本報酬内の係る費用ということで試算しております。そのため、デイサービスにつきましては5キロ圏内までは基本報酬内で送迎をしていただくこととしまして、5キロを超える距離につきましては、5キロ、10キロ、20キロという形で月額金額を500円から1,500円という形で補助をしてまいります。

また、訪問介護事業につきましては、基本報酬の中に訪問に関する移動に対する経費というものは含まれておりませんので、訪問介護サービスにつきましては5キロ未満から250円、あとは

デイサービスと同じように補助をするという形で制度設計をさせてもらっております。以上となります。

○委員（下平裕次郎議員）

こちらは各事業あると思うんですけども、大体どれぐらいの件数というんですか、想定しているのかということと、実際にどれぐらいの金額、予算がかかるのかということを想定しているのか教えてください。

○高齢福祉課長（戸谷直樹）

デイサービスの送迎支援につきまして、補助金の試算したものをお答えさせていただきます。

まず、補助金の送迎としましては、5キロから10キロまでの範囲としましては、利用されている人数としては6年度の実績を基に計算しますと大体335名、10キロから20キロの範囲が268名、21キロ以上というところで33名という形で実績のほうから拾わせていただいております。これに対して距離別の補助金額を掛けまして、総事業費として約580万円ほどを予定しております。

続きまして、訪問介護事業の移動に対する補助金の支援としましては、主に市内の事業所で利用者が年間利用されている件数、こちらのほうを6年度の実績を基に試算しまして、年間で約1万3,000回ほど年間の利用回数というものが出ております。それに対して各事業所が訪問している先の住所地等から拾いまして、単価を掛けた事業費の総額が約670万ほどの補助金額という形で試算しております。

また、あともう一点、ヘルパー安定運営支援事業という形で、報酬単価が2.5%減算になった部分、こちらのほうを6年度の総報酬額に2.5%を掛けまして、そちらのほうで試算した補助金額というのが180万ほどの補助事業という形になっております。

回答としては以上となります。

○委員長（中島ゆき子議員）

ほかにございませんか。

[挙手する者なし]

ないようですので、以上で議第33号 下呂市介護保険条例の一部を改正する条例について質疑を打ち切ります。

ただいま報道機関からの取材の申出がございましたので、これを許可いたします。

続きまして、議第34号 下呂市障がい者支援施設設置条例を廃止する条例について説明をお願いいたします。

○社会福祉課長（岡崎晋也）

議案書281ページを御覧ください。

議第34号 下呂市障がい者支援施設設置条例を廃止する条例について。

上記の条例を別紙のとおり定めることについて、議会の議決を求める。

提案理由は、障がい者の相談及び就労支援を目的とする当該施設は、相談機能の他所への移転や、市内の就労支援事業所の増加による選択肢の広がりを受け、現在は特定の利用者に対する就

労支援が主な役割となっており、広く住民の利用に供される公の施設の運用から現在の支援機能を維持したまま実態に即した運営体制に移行するため、当該条例を廃止するものです。

詳細につきましては、委員会資料9ページを御覧ください。

下呂市障がい者総合支援センターは、平成19年度に障がいのある方の総合支援を目的として設置されていますが、当初は相談支援及び就労支援の機能を担ってございましたが、現在は相談支援事業所が移転したことに伴い、下呂市社会福祉協議会が指定管理者として管理運営を行い、就労継続支援B型事業所ひかりの家として開所しております。この施設は下呂市森地内にある鉄骨造りの2階建ての施設ですが、現在2階部分は事業所として使用しておりません。

次に、運営体制の最適化につきまして、相談支援事業所が移転したことにより、現在は特定の利用者に対する就労支援事業所のみを運営している状態となっている状態や、建設当時は市内の就労支援事業所が少なかったものの、現在は他法人の参入も含め8か所まで増加し、障がいのある方の就労の選択肢が大きく広がっているという社会情勢の変化を踏まえ、広く住民の利用に供される唯一の施設としての位置づけから、現在の就労支援事業所の機能を維持しつつ、より実情に即した運営へ移行するため当該条例を廃止するものです。

施設の実情に即した運営と役割ですが、下呂市社会福祉協議会は、萩原地域のひだまりの家、下呂地域のひかりの家、金山地域のぎふちょう金山の3つの就労支援事業所を一体的に運営しています。工賃向上のみを目的とするのではなく、障がいのある方の居場所づくりを主体とした市内全域のセーフティーネットとしての重要な役割を担っています。条例廃止後も現在の就労支援の機能を継続させるため、本施設ひかりの家については、引き続き現指定管理者である下呂市社会福祉協議会に対し福祉事業への使用を条件とした無償貸付けを行い、地域福祉の拠点としての活用をする予定としております。

社会福祉課からの説明は以上です。

○委員長（中島ゆき子議員）

議第34号について質疑を行います。

質疑はありませんか。

[挙手する者なし]

ないようですので、以上で議第34号についての質疑を打ち切ります。

休憩をいたします。再開は10時55分といたします。

午前10時47分 休憩

午前10時55分 再開

○委員長（中島ゆき子議員）

再開いたします。

議第35号 下呂市子育て・保育ステーション条例の一部を改正する条例について説明をお願いいたします。

○こども家庭課長（奥田真一郎）

よろしくお願いいたします。

それでは、議案書284ページを御覧ください。

議第35号 下呂市子育て・保育ステーション条例の一部を改正する条例について。

上記の条例を別紙のとおり定めることについて、議会の議決を求める。

提案理由は、利用対象者の減少により休止となっている子育て・保育ステーションを廃止するため、当該条例の一部を改正するものです。

改正の概要につきましては条例要綱で説明させていただきますので、議案書の286ページを御覧ください。

1の改正理由につきましては、先ほどと同様ですので省略をいたします。

次に、2の改正概要です。

まず、(1)の施設廃止については、昨年12月の本委員会でも方針を説明させていただいておりますが、利用対象者の減少により、現在休止をしているみやだ子育て・保育ステーション及びなかはら子育て・保育ステーションの2施設を条文から削除し、用途廃止とするものでございます。

次に、(2)の施行期日についてですが、この条例は、令和8年4月1日から施行いたします。

説明については以上です。

○委員長（中島ゆき子議員）

議第35号についての質疑を行います。

質疑はありませんか。

[挙手する者なし]

ないようですので、以上で議第35号についての質疑を打ち切ります。

続きまして、議第36号 下呂市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例について説明をお願いいたします。

○こども家庭課長（奥田真一郎）

それでは、議案書287ページを御覧ください。

議第36号 下呂市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例について。

上記の条例を別紙のとおり定めることについて、議会の議決を求める。

提案理由は、こども家庭庁が掲げるこども未来戦略において、令和8年度より拡充される子育て施策である乳児等通園支援事業、いわゆるこども誰でも通園制度を実施する設備及び運営の基準を定めるため、当該条例を制定するものです。

制定の概要につきましては、条例要綱で説明をさせていただきますので、議案書の296ページを御覧ください。

1の制定理由は先ほどと同様ですので、省略をいたします。

次に、2の概要です。

まず、この条例は、こども誰でも通園制度を実施する施設が安全・安心な環境でサービスを行うため、事業者が守るべき設備環境や人員配置についての基準を国の準則に基づき定めたものと

なります。

(1)は、本事業の設備及び運営の基準を定め、事業者がこの基準を遵守することで、利用する乳幼児の健やかな育成を保障することを目的として定めております。

次に、(2)ですが、この条文では、利用乳幼児の人権に十分配慮、尊重した上で、安全計画の策定や避難訓練の実施、送迎バス等における所在確認の徹底など、利用者の安全確保について規定をしております。

次に、(3)では、サービス提供の在り方として、専用の保育室で行う一般型と保育室の利用定員の空きを活用して行う余裕活用型の2種類の事業区分について規定をしております。

次に、(4)と(5)では、一般型と余裕活用型、それぞれの事業区分形態に応じた面積基準や保育士等の職員の配置基準を定めております。

最後に、(6)になりますが、この条例は、令和8年4月1日から施行いたします。

説明については以上です。

○委員長（中島ゆき子議員）

議第36号について質疑を行います。

質疑はありませんか。

○委員（下平裕次郎議員）

何点かお聞きしたいんですけれども、誰でも通園ということで定員の空きを利用してという、たしか国の方向性やったと思うんですけれども、下呂市にその余裕は各こども園にあるのかというのと、またこちらは月10時間ですので親がリフレッシュという理由で使われるのが多いかなと想像しているんですけれども、その中に、育児が嫌になってというんですかね、そのようなSOSになる可能性もあると思うんですけれども、その辺りの拾い上げに関してはどのように考えてみえますか。

○こども家庭課長（奥田真一郎）

現在、市内では3園で実施することを想定しております。この3園とも一般型という形で実施を予定しております。

まず、きたこども園につきましては、空いている保育室を活用いたします。わかばこども園とかなやまこども園については、一時保育室の一部を誰でも通園制度の教室として考えて実施するように検討をしておるところでございます。

次に、月に10時間程度の利用でSOSがあった場合ということですが、誰でも通園制度については各こども園で実施をしております。こちらのほうで子育て支援センターがあったりということで、お母さん方の相談にも乗れる体制ができておりますので、そういったところでフォローができるかと考えております。以上です。

○委員長（中島ゆき子議員）

よろしいですか、ほかにございませんか。

○委員（桂川融己議員）

下呂の想定が多分一般型を想定しているということで、何となく余裕型なのかなと思っていたんですが違うということで、ちょっと認識をしました。

もし分かればなんですが、今、登録というのが、もう3月から登録というふうに委員会の中であったんですが、こういった何か動きとしてはありそうなものなのか、ニーズを見ながらまたほかの園でも広げていくかもという話があったとは思いますが、今の現状をどんなふうに見ているかというところを教えてくださいと思います。

○こども家庭課長（奥田真一郎）

登録につきましては、3月10日から始めております。今現在、1名の方が申請をいただいているような状況です。

今後の広がりについてですけれども、何分新しい制度になりますので、ちょっと状況を見ながらという判断になるかと思っております。以上です。

○委員（桂川融己議員）

ありがとうございます。まさに始まったばかりですし、なかなかこの制度自体も、どう使うんだろうも含めてちょっと分かってくるには時間がかかるかもしれないですが、そういった周知なんかもしながら進めていただければと思いました。すみません、ありがとうございます。

○委員長（中島ゆき子議員）

ほかにございませんか。

[挙手する者なし]

ないようですので、以上で議第36号についての質疑を打ち切ります。

続きまして、議第37号 下呂市乳児等通園支援事業の利用者負担額に関する条例について説明をお願いいたします。

○こども家庭課長（奥田真一郎）

それでは、議案書297ページを御覧ください。

議第37号 下呂市乳児等通園支援事業の利用者負担額に関する条例について。

上記の条例を別紙のとおり定めることについて、議会の議決を求める。

提案理由は、乳児等通園支援事業、いわゆるこども誰でも通園制度を利用する乳児または幼児の保護者が負担する費用の額を定めるため、当該条例を制定するものです。

制定の概要につきましては、条例要綱で説明させていただきますので、議案書の299ページを御覧ください。

1の制定理由につきましては、先ほどと同様ですので省略をいたします。

次に、2の概要です。

まず(1)は、本条例の趣旨を規定しております。

次に(2)では、本事業の利用者負担額を利用児童1人当たり1時間につき300円以内の額で規則で定めることとしております。この上限額300円は、国が全国の標準的な金額として示している額となります。当市では、本事業と類似する一時保育との整合性も図り、1時間当たり200円と

する方針ではありますが、社会情勢等の変化などにより金額を変更する可能性もあることから、上限額として300円を設定するものでございます。

次に(3)です。

災害その他の理由により特に必要があると認めるときは、利用者負担額を減額し、または免除することができることを規定しております。

最後に(4)ですが、この条例は令和8年4月1日から施行いたします。

説明については以上です。

○委員長（中島ゆき子議員）

議第37号について質疑を行います。

質疑はありませんか。

[挙手する者なし]

ないようですので、以上で議第37号についての質疑を打ち切ります。

続きまして、議第38号 下呂市放課後児童クラブ条例の一部を改正する条例についてと、次の議第39号 下呂市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例については、関連した案件となりますので一括で説明をお願いいたします。

○こども家庭課長（奥田真一郎）

それでは、議第38号と議第39号の2つの条例につきまして、関連がございますので併せて説明をさせていただきます。

議案書の300ページを御覧ください。

議第38号 下呂市放課後児童クラブ条例の一部を改正する条例について。

上記の条例を別紙のとおり定めることについて、議会の議決を求める。

提案理由は、年々ニーズが高まる傾向にある放課後児童クラブの運営に関し、現在抱える課題に対応し、より安定した運営を実現するため、当該条例の一部を改正するものでございます。

次に、議案書304ページをお願いします。

議第39号 下呂市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について。

上記の条例を別紙のとおり定めることについて、議会の議決を求める。

提案理由は、児童福祉法の改正に伴い運営基準が緩和されたことを踏まえ、職員確保が困難な状況や利用ニーズの実態に即し、柔軟かつ効果的な運営体制を確保するため、当該条例の一部を改正するものでございます。

改正の詳細につきましては、委員会資料で説明させていただきますので、委員会資料の11ページを御覧ください。

1の条例改正の背景と2の改正対象となる条例は議案書のとおりでございます。

次に、3の各条例における改正の概要です。

まず、(1)下呂市放課後児童クラブ条例の一部を改正する条例です。

この条例は主に4つの見直しを行います。

1つ目がお盆期間の開所についてです。

保護者の多様なニーズに対応するとともに、国の運営指針で示されている年間開所日を250日以上確保していくために、これまで休業日としておりました8月14日から16日までの期間を新たに開所日といたします。これは、今年度の8月13日の利用人数が下呂市全体で66人もあり一定程度の利用実績があったことや、国が求める250日以上開所を下回った場合は国・県補助金の額が3割から4割程度削減されることから、保護者の利用ニーズと250日以上開所を確実に確保するため、条文の改正を行うものでございます。

2つ目は、利用区分の見直しと一時利用への統合です。

これは利用実態に合った利用区分と事務負担の効率化なども踏まえ、春休みと冬休みの区分は廃止し、一時利用へと利用区分を統合するための改正となります。春休みや冬休みはもともとクラブの開所日も少ない上、その年の暦の関係でサービスの提供日数が数日しかないこともあります。さらに、保護者の都合で急にキャンセルをし利用日数が少なくなったことで長期休暇から一時利用に変更してほしいとの依頼も少なからずありました。このようなことから、春休みと冬休みについては利用者にとっても一時利用と区分する必要性が薄れていることから、夏季休暇利用のみを残し、今回条文の改正を行うものです。

3つ目は、③の一時利用料金の引下げです。

今回の改正では、授業がある日は日額500円から350円へ、授業がない日は日額700円から500円に一時利用料金を改めるものです。現在、一部のクラブでは利用定員が超過していることから、年間登録ではなく一時利用に移っていただいている方も見えます。また、現在の利用実態として、年間登録者の中には毎日利用されるのではなく週に数回の利用の方も見えます。このような状態の背景の一つとして区分による利用料金の差もありました。そのため、今回の改正では、利用実態に合わせて週3日程度なら一時利用、毎日の利用なら年間利用と、利用者が自ら適正な区分を正しく選択していただけるよう利用料金の見直しを行うものです。これまでは一時利用で月12日利用すると日額500円のため6,000円となり、年間登録の月額4,000円と比べて1.5倍もの負担感がありました。そのため今回の改正では、一時利用者の負担の公平性等も考慮し、条文の改正を行うものです。

続きまして、資料12ページを御覧ください。

4つ目は、職名の変更です。

これまで当市では、放課後児童クラブに従事する主たる職員を放課後児童クラブ指導員、補助に当たる職員を補助指導員としていましたが、国の実施要綱では主たる職員を放課後児童支援員、補助に当たる職員を補助支援員としているため、今回、国の要綱に合わせて名称を変更するものです。

次に、(2)の下呂市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正についてです。

主な改正内容ですが、先ほど申し上げました職名の変更に加え、配置基準の緩和に関する改正となります。

各クラブでは、利用人数の大小に関わらず、現行の基準では原則2人以上の職員配置が必要となっておりました。夕方5時以降は、お迎えの関係で一度に利用児童が少なくなることや、特に各月の第1土曜日の開所では、クラブにもよりますが、利用人数がごくわずかになることがあります。当課といたしましても、クラブの安全を考慮し極力2名配置に努めてはまいります。支援員また補助支援員の確保の問題や働き方の負担軽減、財政的にも効果的なクラブ運営なども考慮しまして、特に1名での配置が適当だと思われる場合に限り1名体制でもクラブを開所、運営できるよう条文を改正するものです。

なお、安全対策の補完として各クラブに緊急通報装置を設置いたします。この緊急通報装置はボタン式で、緊急事態が生じた場合は警備会社に緊急通報が行き、対応するものとなっております。

最後に参考として、4のその他に2月6日現在の各クラブの登録者数の推移を掲載しております。

説明については以上です。

○委員長（中島ゆき子議員）

議第38号と議第39号についての質疑を行います。

質疑はありませんか。

○委員（桂川融己議員）

今回、年間のほうに移ってもらうという意図というよりは一時利用のほうに移行してもらおうみたいな意図に取れるのかなというふうに全体を見ながら感じたんですが、一番最後に登録者数の推移として書いていただいているんですが年間利用の割合みたいなので、おおよそでも構わないんですが、半分ぐらいが年間利用でほとんどが一時なんですよとかそういった数字感が分かればと思いました。

あともう一つ、この「(学年始、冬季、学年末)を廃止し」というところの影響、これはどういふふうに捉えたらいいものなのかなというふうに、ちょっとなかなか読みにくくてですね。もしちょっとその辺りが、さっき説明もありましたが、もう少しここへの影響みたいなところはどう捉えているかというところを教えていただければと思います。

○こども家庭課長（奥田真一郎）

まず1つ目の御質問、割合についてですけれども、大きいクラブだけ、萩原でいきますと、今、令和8年度の登録申込者別で年間利用で47名、一時利用で49名、夏季休暇で15名といったような状況となっております。また、次に大きい施設、下呂地域では年間利用が46名、一時利用が24名、夏季休暇の申込みが5名ということとなっております。ただ、今後夏休みに近づくにつれて利用申込みは、年々、毎年のことなんですけれども、申込みが多くなっていく状況もございますので、これから夏季休暇とかは申込みが増えるかと思っております。

あと、また次に影響についてでございますけれども、もともと春休みとか冬休みについては開所日が本当に少ない形になっておりました。今の料金体系でいくと3日使わなければ、元が取れないと言っておかしいんですけど、そういった形になっております。そういったこともありまして、今回一時利用の料金を改正することでそこら辺の格差も解消できるということで、特に影響はないものと考えております。以上です。

○委員（桂川融己議員）

ありがとうございます。

こんなことは気にする必要がないかもしれないですが、事務手間としては結局一時でこの日使ったというのを、100人とかいう数を全体で把握してそれでまた請求してみたいなことは大変そうだなということちょっと感じながら、その辺りも何かいい仕組みも考えながらというふうには思いましたので、以上です。ありがとうございます。

○委員（下平裕次郎議員）

2点教えてください。

8月14日から16日まで新たに開所するという事なんですけれども、その辺りは職員の方の確保がなかなか難しくなる可能性があるなというのを想像しているんですけど、その辺りの課題感ですとか、どのように開所をしていこうというのを考えてみえるのかということと、250日を下回った場合に国・県からの補助が減るということなんですけれども、分かる範囲で結構なんですけれども大体何日ぐらいなのか、実際に今稼働している、日にちが分かる範囲でお願いします。

○こども家庭課長（奥田真一郎）

まず、職員の確保についてです。

今年度、こども家庭課では、各クラブの会計年度任用職員さんたちと何回か会議を開きました。そういったところで来年に向けた職員配置の見直しということで進めております。そういったこともございまして、何とか8月14日から16日も職員が確保できるものと考えております。

ただ、1名体制で行う場合ですけれども、第1土曜日は開所しておりますけれども、そういったときには、1名の方の利用とかゼロ人の場合もあつたりとかということもあります。ただ、開所日数を確保するためには職員配置が必要になるということで、今回条例改正をしてそういったことにも対応するものとしております。

あと、開所日数についてです。

令和7年度ですけれども、お盆抜きで考えた場合、年間開所日数はちょうど250日ということで、ぎりぎりの日数となっております。以上です。

○委員長（中島ゆき子議員）

ほかにございませんか。

[挙手する者なし]

ないようですので、以上で議第38号と議第39号についての質疑を打ち切ります。

続きまして、議第40号 下呂市児童福祉金支給条例を廃止する条例について説明をお願いいた

します。

○こども家庭課長（奥田真一郎）

それでは、議案書308ページを御覧ください。

議第40号 下呂市児童福祉金支給条例を廃止する条例について。

上記の条例を廃止することについて、議会の議決を求める。

提案理由は、国による支援拡充や県の制度見直しを踏まえ、市の独自施策を再構築する中で、制度間の重複整理と支援の空白の解消を図り、地域の実情に即した負担軽減を実現する新たな制度へ移行するため、現行の特定世帯を対象とした当該条例を廃止するものです。

本条例を廃止する理由及び背景につきましては、委員会資料にて説明させていただきますので、委員会資料13ページを御覧ください。

まず、冒頭で児童福祉金の概要について御説明をいたします。

この児童福祉金は、下呂市に住むひとり親であって、所得制限に関係なく、子供の小学校入学、中学校入学、中学校卒業といった節目に、市独自の支援としてそれぞれ3万5,000円を支給していた事業になります。

それでは、今回の事業廃止に至った経緯等を説明させていただきます。

まず、1の国・県による支援の拡充と制度の見直しについてです。

現在、国において、児童手当の所得制限の撤廃や支給期間の高校生年代までの延長、第3子以降の増額、さらには小学校給食の無償化といった全世帯を対象とした経常的な支援が拡充をされております。これに伴い、岐阜県におきましても第二子以降出産祝い金や高等学校就学準備等支援金といった事業が来年度から廃止をされます。このような動向を踏まえまして、本市におきましても、2の一覧表のとおり、子育て世帯に対する経済的支援の再構築として子供のライフステージに応じた切れ目のない支援を充実させていくこととしております。

次に、資料の14ページを御覧ください。

本条例を廃止するに当たっての基本的な考え方でございます。

1つ目は、これまで本福祉金ではひとり親という特定の世帯のみを対象とした一時金を支給しておりましたが、今後は全ての世帯を対象とした公平な支援へと転換を図ります。

2つ目は、主として経済的支援の再構築により、児童福祉資金の受給世帯を含めた全ての世帯に対し入学、卒業といった節目での支援をより手厚く拡充することで制度間の重複を整理するものです。

3つ目は、特に経済的に困窮されている世帯に対しては、既存の就学援助制度が適用されます。さらに、この制度は令和8年度から拡充され、入学準備用品の物価高騰に対する実勢価格に援助額が追いついてきたことから、ひとり親も含めた経済的困窮世帯に対しても十分な支援が行き届くものと考えております。

以上のとおり、国や県による手当の拡充に加え、本市の新たな支援体制が整ったことにより、本福祉金はほかの支援施策に引き継がれ、支援の転換が図られたものとして当該条例を廃止する

ものでございます。

こども家庭課からの説明は以上です。

○委員長（中島ゆき子議員）

議第40号についての質疑を行います。

質疑はありませんか。

○委員（桂川融己議員）

こちらは節目で3万5,000円が支給されるというもので、3回ほどですかね、タイミング的に、というようなものだったかなというふうには思います。

ちょっと1点気になったのがこの経済的困窮世帯への配慮ということで、全部一律である程度の金額が配られるようになるというところで、ある程度カバーはできていくんだらうなというところ、ただやっぱり困窮世帯というところへの何でしょうね、手厚くというような部分がどういふふうになっていくのかなというところで、この最後に就学援助制度の拡充があつて、今少し実勢価格に援助額が追いつくという話がありましたけど、具体的にどれくらいがどれくらいになるみたいなちょっとそういった数字感というか、困窮世帯がこれによってどれくらい救われるのかというか、そういったところを少し把握できればと思います。

○こども家庭課長（奥田真一郎）

こちらの事業は教育委員会の所管の事業にはなりますけれども、今うちのほうで確認しておりますのが小学校入学時の入学準備金で今5万7,060円、こちらのほうが7,000円程度増額されるということで聞いております。また、中学生につきましては6万3,000円が8万1,000円ということで1万8,000円程度、物価高騰の影響を受けた対応ということになるように確認をしております。

○委員長（中島ゆき子議員）

いいですか、ほかにございませんか。

[挙手する者なし]

ないようですので、以上で議第40号についての質疑を打ち切ります。

続きまして、議第42号 下呂市火葬場・斎場条例の一部を改正する条例について説明をお願いいたします。

○環境施設課長（田中隆彦）

議案書の315ページを御覧ください。

議第42号 下呂市火葬場・斎場条例の一部を改正する条例について。

提案理由は、地方自治法第244条の2に規定する火葬場等（公の施設）の管理に関する事項を定めるため、当該条例の一部を改正するものでございます。

条例要綱で御説明いたしますので、議案書の317ページを御覧ください。

改正理由は提案理由で申し上げたとおりでございます。

概要でございます。

(1)火葬場等の開場時間、使用時間及び休場日を定め、その詳細については規則に委任します。
第2条関係です。

(2)この条例は、令和8年4月1日から施行します。附則関係です。

環境施設課からの説明は以上でございます。

○委員長（中島ゆき子議員）

議第42号について質疑を行います。

質疑はありませんか。

ただいま委員外議員の5番 桂川議員より質疑の申出がございました。皆様承認してよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

それでは委員外議員、5番 桂川議員、どうぞ質問をしてください。

○委員外議員（桂川いずみ議員）

すみません、ありがとうございます。

休場日とありますが、これは12月の年末の31日から1月2日の休場日ということで、あとは増えることはないというような認識でよろしいでしょうか。

○環境施設課長（田中隆彦）

休場日につきましては、1月1日のみを予定しております。

ただし規則のほうでは、市長は特別の理由があると認められる場合は、開場時間、開場使用時間及び休場日を変更することができるということで規定しております。以上でございます。

○委員外議員（桂川いずみ議員）

ありがとうございます。

それでは、1日のみということでよろしかったでしょうか。

○環境施設課長（田中隆彦）

休場日につきましては、1月1日のみということで規定をしております。よろしく願いいたします。

○委員長（中島ゆき子議員）

それでは、以上で議第42号についての質疑を打ち切ります。

続きまして、議第44号 下呂市奨学資金貸与条例の一部を改正する条例について説明をお願いいたします。

○教育総務課長（細江 実）

議案書323ページを御覧ください。

議第44号 下呂市奨学資金貸与条例の一部を改正する条例について。

上記の条例を別紙のとおり定めることについて、議会の議決を求める。

提案理由でございます。

下呂市奨学資金貸与条例について、名称、対象者の要件等に変更が生じたため当該条例の一部

を改正するもの。

改正の概要につきましては条例要綱で説明させていただきますので、議案書の326ページを御覧ください。

改正の主な内容は大きく4点でございます。

1点目は、名称の変更です。

市民の皆様にとって親しみやすく分かりやすい制度とするため、名称を下呂市みらい奨学金に改めます。

2点目は、対象要件の整備です。

第3条において、貸与の対象者を市内在住者と大学等学校要件を定め、基本的な枠組みを定めております。第3項を追加し、学業、成績の具体的な判断基準を委ね、意欲ある学生を適切に支援いたします。

3点目は、修学期間の適正化です。

第4条において、貸与の期間を正規の修学期間かつ4年以内と定め、制度の基本的な枠組みを定めています。第3項を追加し、短大から大学への編入などで在学期間が変更となる場合でも再度申請を行うことで継続対応を可能にいたします。ただし、公平性等の観点から、貸与の上限は1人当たり通算4年といたします。

4点目は、利子負担の軽減措置の新設です。

新たに第5条を設けました。第1項で、在学中などの貸与期間中は利子の全額を免除とします。さらに、第2条で卒業後の返還期間中においても、市内に住所を有するなどの要件を満たす場合、利子相当分の補助を最長4年間交付できる旨を規定いたしました。これにより、最大8年間実質的な無利子を実現し、若者の経済負担を大幅に削減いたします。

なお、附則におきまして、この条例の施行規則を令和8年4月1日としております。

説明は以上でございます。御審査のほどよろしく願いいたします。

○委員長（中島ゆき子議員）

議第44号についての質疑を行います。

質疑はありませんか。

[挙手する者なし]

ないようですので、以上で議第44号についての質疑を打ち切ります。

続きまして、議第48号 令和8年度下呂市立金山病院事業会計への繰出について説明をお願いいたします。

○財務課長（杉山勝彦）

それでは、議案書の332ページをお願いいたします。

議第48号 令和8年度下呂市立金山病院事業会計への繰出について御説明申し上げます。

令和8年度一般会計から令和8年度市立金山病院事業会計へ9,261万7,000円を基準外繰り出しすることについて、地方財政法第6条の規定により議会の議決を求めるものです。

市立金山病院につきましては、市民の健康と命を支える重要な医療機関であり、安定した医療サービスの提供にあたり支援するものであります。このため、医業収益等の全ての収入をもってしても運営経費に不足が生じる見込みであることから、繰出総額2億8,652万円のうち9,261万7,000円を基準外繰り出しするものです。

説明は以上でございます。

○委員長（中島ゆき子議員）

議第48号についての質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔挙手する者なし〕

ないようですので、以上で議第48号についての質疑を打ち切ります。

当委員会に審査を付託されました議第19号から議第20号までの2議案、議第26号から議第40号までの15議案、議第42号、議第44号及び議第48号、合わせて20議案について討論を行います。

まず原案に反対者の発言を許可いたします。

〔挙手する者なし〕

次に、原案に賛成者の発言を許可いたします。

〔挙手する者なし〕

ほかに討論はありませんか。

〔挙手する者なし〕

以上で、議第19号から議第20号までの2議案、議第26号から議第40号までの15議案、議第42号、議第44号及び議第48号、合わせて20議案について討論を打ち切ります。

当委員会に審査を付託されました議案について審査が終了しましたので、ただいまから採決を行います。

議第19号 財産の取得について、本件を原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

挙手全員です。よって、議第19号については、全会一致で可決すべきものに決しました。

議第20号 下呂市過疎地域持続的発展計画の策定について、本件を原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

挙手全員であります。よって、議第20号については、全会一致で可決すべきものに決しました。

議第26号 下呂市一般住宅の設置等に関する条例の一部を改正する条例について、本件を原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

挙手全員であります。よって、議第26号については、全会一致で可決すべきものに決しました。

議第27号 下呂市基金条例の一部を改正する条例について、本件を原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

挙手全員であります。よって、議第27号については、全会一致で可決すべきものに決しました。
議第28号 下呂市まち・ひと・しごと情報交流施設条例の一部を改正する条例について、本件を原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

挙手全員であります。よって、議第28号については、全会一致で可決すべきものに決しました。
議第29号 下呂市公民館条例の一部を改正する条例について、本件を原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

挙手全員であります。よって、議第29号については、全会一致で可決すべきものに決しました。
議第30号 下呂市立国民健康保険診療所設置条例の一部を改正する条例について、本件を原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

挙手全員であります。よって、議第30号については、全会一致で可決すべきものに決しました。
議第31号 下呂市国民健康保険病院事業の設置に関する条例の一部を改正する条例について、本件を原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

挙手全員であります。よって、議第31号については、全会一致で可決すべきものに決しました。
議第32号 下呂市国民健康保険条例の一部を改正する条例について、本件を原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

挙手全員であります。よって、議第32号については、全会一致で可決すべきものに決しました。
議第33号 下呂市介護保険条例の一部を改正する条例について、本件を原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

挙手全員であります。よって、議第33号については、全会一致で可決すべきものに決しました。
議第34号 下呂市障がい者支援施設設置条例を廃止する条例について、本件を原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

挙手全員であります。よって、議第34号については、全会一致で可決すべきものに決しました。
議第35号 下呂市子育て・保育ステーション条例の一部を改正する条例について、本件を原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

挙手全員であります。よって、議第35号については、全会一致で可決すべきものに決しました。
議第36号 下呂市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例について、本

件を原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

挙手全員であります。よって、議第36号については、全会一致で可決すべきものに決しました。

議第37号 下呂市乳児等通園支援事業の利用者負担額に関する条例について、本件を原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

挙手全員であります。よって、議第37号については、全会一致で可決すべきものに決しました。

議第38号 下呂市放課後児童クラブ条例の一部を改正する条例について、本件を原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

挙手全員であります。よって、議第38号については、全会一致で可決すべきものに決しました。

議第39号 下呂市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について、本件を原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

挙手全員であります。よって、議第39号については、全会一致で可決すべきものに決しました。

議第40号 下呂市児童福祉金支給条例を廃止する条例について、本件を原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

挙手全員であります。よって、議第40号については、全会一致で可決すべきものに決しました。

議第42号 下呂市火葬場・斎場条例の一部を改正する条例について、本件を原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

挙手全員であります。よって、議第42号については、全会一致で可決すべきものに決しました。

議第44号 下呂市奨学資金貸与条例の一部を改正する条例について、本件を原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

挙手全員であります。よって、議第44号については、全会一致で可決すべきものに決しました。

議第48号 令和8年度下呂市立金山病院事業会計への繰出について、本件を原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

挙手全員であります。よって、議第48号については、全会一致で可決すべきものに決しました。

以上で、当委員会に審査を付託されました議案の審査を終了いたします。

午前11時40分 終了